

秘密保護法は無効！廃止の声を！

知る権利奪い戦争できる国めざす暗黒法許さず

■「何が秘密？それが秘密」法
で秘密に接近する者は厳罰に

政権与党は特定秘密保護法を強行採決しました。

特定の情報を、まともなチェック機関もないまま、時の政府が恣意的に秘密指定でき、国民には何が特定秘密なのかすら60年間も、そして例外規定を適用すれば半永久的に明らかにされない。秘密情報に接近する者は例え国会議員でも重罰に処せられ、秘密を扱った公務員をはじめ関連の仕事を行う民間人も財産・交友関係・性癖までもが徹底的に調査されてしまう等々の法案が抱える問題は何ら是正されませんでした。

時代の要請はむしろ情報公開、国民の知る権利の拡大であるにもかかわらず、これでは国民の知る権利はおろか表現や言論の自由、マスメディアの取材の自由や報道の自由が大きく損なわれてしまいます。

■国民各層・各界から、そして海外からも批判の声か

秘密保護法反対の声は、多くの一般の市民、労働団体、法曹界、マスメディアやジャーナリズム、各分野の学者、研究者、医師や専門職の諸団体、文学者や芸術家団体等々に広がりました。さらには海外からも、国連人権理事会や国連弁務官からの批判、『ニューヨークタイムズ』な



どの有力紙からの批判を呼び起こしました。

それは、国家と国民の安全という口実を隠れ蓑にして、実際には米国からの情報管理の徹底の要求を唯々諾々と受け入れるものだ、国外の敵ではなくむしろ国民を敵視しつつ為政者の政治利害を守るための法律だ、情報公開の遅れに加えて情報統制が強化された日本は客観的な経済情勢が把握できず投資家は日本を避けるようになるなどの批判です。

■憲法違反の秘密法は無効、民意に基づき廃止を求めよう

秘密保護法は、重大な外交・防衛政策の変更を国民の目から隠したまま進めることを可能にします。原子力発電所、TPP交渉などに関する情報も、重大な国益に関わると強弁され、秘密指定されて国民の目から隠される恐れがあります。

しかし、成立した法案は同じ手続で廃止することができます。廃止を求める活動を直ちに始めましょう。次の国会に、賛成しなかった多くの政党と共同して、秘密法の廃止法案を提案するための活動を始めましょう。子どもたちに暗黒の情報統制社会を手渡さぬために。



九条の会・流山

■連絡先 石林紀四郎 (04-7154-7511) 三原真子 (04-7152-6559)
TEL/FAX 山田洋子 (04-7144-3993)